

自治会・回覧

平成 26 年 1 月 19 日

会員各位

桜台自治会
会長 宮崎 栄

平成 27 年度 定期使用者の募集について

桜台自治会共用施設管理規程に基づき、平成 27 年度自治会館定期使用者の募集をします。

定期使用責任者の方は、桜台自治会館事務局にあります「定期使用申込書」により申込みをお願いします。

なお、会館定期使用の優先順位は、申込み先着順となります。

記

1. 申込み開始日時 2月16日(月) 9:30より
2. 申込み締切日 2月23日(月)
3. 申込み先 桜台自治会館事務局

その他、ご不明な点等ありましたら、お問い合わせ下さい。

以上

今年度活動スローガン：

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ：<http://www.i-sakuradai.jp>

自治会館定期使用について

2015/01/17

桜台自治会 会長

自治会館（以下、会館）の定期使用の申込みに及び使用にあたり以下の点にご留意ください。その他詳細は桜台自治会共用施設管理規程 第二章 会館の運営および使用ならびに別表を参照してください。

定期使用の申込みについて

1. 定期使用契約期間：4月1日から翌年の3月31日
2. 会館定期使用の優先順位は、申込着順とします。
ただし、自治会役員会、桜台倶楽部、婦人会、桜台お助けマン互助会、防犯ボランティアの定期的会合を最優先とします。

定期使用の申込書記入について

1. 使用日（週・曜日）
記入例①第1火曜日、 記入例②毎週水曜日、但し、第5水曜日および祝日は休み
*詳細は別紙カレンダーに記入してください。
2. 使用時間：準備および後片付けの時間も含まれます。
3. 月謝・会費等
本欄の記載内容により、営利、非営利を判断します。
 - ・月謝：講師に謝礼がある場合
 - ・会費：会場費、飲食材、材料費などで講師に謝礼をしない場合

自治会館の使用について

1. 契約した期間中、原則として取り消しや、部屋及び時間等の変更はできません。
2. 使用料金は、毎月末までに翌月分を一括してお支払い下さい。なお、毎月の「部屋使用申込書」の提出は必要ありません。
3. 予定していた会場を都合により使用しない場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。この場合、前払いした料金は返却できません。
4. 自治会の都合により契約していた会場が使用できなくなる場合があります。この場合は、前納した料金は払い戻します。
5. 会館を使用される責任者の方は、使用の前後に事務局までご連絡のうえ、「自治会館利用表」をご記入下さい。

以上